

豊岡市立道の駅「神鍋高原」電気自動車用急速充電設備更新業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、豊岡市立道の駅「神鍋高原」電気自動車用急速充電設備更新業務の契約候補者選定について必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

豊岡市立道の駅「神鍋高原」電気自動車用急速充電設備更新業務

(2) 業務の目的

豊岡市（以下「市」という。）では、電気自動車の導入促進を目的として、2014年に市立道の駅「神鍋高原」（以下「道の駅」という。）に電気自動車用急速充電設備（以下「EV充電設備」という。）を設置したが、設置から10年が経過しており、EV充電設備の更新が必要になっている。

電気自動車の導入促進につながるEV充電設備の充実及び道の駅利用者の利便性向上を図ることを目的として、道の駅に設置しているEV充電設備を更新する。

(3) 業務内容

豊岡市立「道の駅神鍋高原」電気自動車用急速充電設備更新業務仕様書のとおり

(4) 業務期間

業務期間は、契約締結日から5年以上とし、業務期間中は事業者の責任において、EV充電設備の維持管理及び運営を行うものとする。

なお、業務期間終了の取り扱いは双方の協議によるものとし、協議の結果、業務を終了することとなった場合は、原則事業者の負担によりEV急速充電設備等を撤去するとともに設置場所の原状回復を行うものとする。

(5) 予算

本市の費用負担なし

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

(1) プロポーザル方式により契約しようとする業務における豊岡市での競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(2) 豊岡市指名停止基準（平成17年豊岡市制定）による指名停止の措置期間中でないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に基づく豊

岡市入札参加資格制限基準（令和3年豊岡市制定）による入札参加の資格制限の措置期間中でないこと。

- (4) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (7) 豊岡市暴力団排除条例（平成24年豊岡市条例第32号）第7条に規定する措置の対象に該当していないこと。
- (8) 参加申込書の提出の時点において、国、都道府県及び市町村税の滞納がないこと。
- (9) 前記(1)で規定する豊岡市競争入札参加資格者名簿に登録されていない者が提案者となろうとする場合は、次に掲げる事項の書類を提出し、確認したうえで当該プロポーザル方式に参加させる。

ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ 商号登記している個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

ウ 商号登記していない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 財務諸表（法人及び個人）

※直前2年分の決算書類（損益計算書及び貸借対照表の写し）

オ 豊岡市税の納税証明書（最新の事業年度の記載内容であるもの。ただし、納税証明書に記載されている未納額（滞納額）が0円であるものに限る。）

※豊岡市に納税義務がない場合は不要

カ 法人にあつては法人税並びに消費税及び地方消費税、個人にあつては所得税並びに消費税及び地方消費税の記載がある納税証明書（税務署で発行されたもので、最新の事業年度の記載内容であるもの。ただし、納税証明書に記載されている未納額（滞納額）が0円であるものに限る。）

5 募集内容

(1) 募集方法

市公式ウェブサイト等を通じて募集

(2) 応募方法

プロポーザルに参加を希望する者は、必要書類を次のとおり提出すること。

ア 提出書類

(ア) 参加申込書（様式1）

(イ) 会社概要（様式2）

(ウ) 業務実績調書（様式3）

(エ) 国、都道府県及び市町村税の滞納がないことが証明できるもの（滞納がない旨の証明書又は納税証明書の写し。ただし、参加申込書提出日以前1か月以内に発行さ

れたものに限る。)

イ 提出方法 電子メール（電子メール送信後、電話で受信確認を行うこと。PDF ファイルとすること。メール受信可能な容量は約 10MB までのため、10MB を超える場合はメールを複数回に分けて提出すること。)

(3) 応募期限及び受付時間

ア 提出期限

2025 年 2 月 7 日（金） 午後 5 時まで

イ 提出先

豊岡市コウノトリ共生部コウノトリ共生課脱炭素推進室（豊岡市役所本庁舎 2 階）

担当：阿部、井上

〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町 2 番 4 号

T E L : (0796) 21-9136

E-mail : ondankaboushi@city.toyooka.lg.jp

(4) 参加資格審査

応募事業者について、前記 4 に規定する参加資格の有無を審査し、全応募者に対し、参加資格の審査結果を 2025 年 2 月 12 日（水）に、参加申込書に記載された電子メールアドレス宛に通知する。

(5) 質問・回答の実施

実施要領等の内容に対する質問がある場合は、質問書（様式 4）を次のとおり提出すること。なお、電話、ファックス又は口頭等による質問は受け付けない。

ア 提出期限 2025 年 1 月 30 日（木） 午後 5 時まで

イ 提出先 5(3)イに同じ。

ウ 提出方法 電子メール（提出先：ondankaboushi@city.toyooka.lg.jp）

なお、当該業務の質問書であること及び質問者を把握しやすくするため、電子メールの件名は次のとおりとする。

「豊岡市立道の駅「神鍋高原」電気自動車用急速充電設備更新業務質問書（□□）（□□は会社等の名称又は略称）」

エ 質問回答日 2025 年 2 月 3 日（月） 予定

オ 回答の方法

質疑内容とその回答を市公式ウェブサイト（本件の募集ページ）に掲載する。

なお、本業務の応募に必要と判断される質疑のみ受け付けるものとする。

6 企画提案書等の提出

提案者は、企画提案書等を次のとおり提出すること。

(1) 受付期間 2025 年 1 月 24 日（金） から 2025 年 2 月 7 日（金） 午後 5 時まで

(2) 提出先 5(3)イに同じ。

(3) 提出方法 電子メール（電子メール送信後、電話で受信確認を行うこと。PDF ファイルとすること。メール受信可能な容量は約 10MB までのため、10MB を超える場合はメールを複数回に分けて提出すること。)

(4) 提出書類

ア 企画提案書（電子データ）

企画提案書に記載する内容は、仕様書等を網羅し、次のとおりとする。

(ア) 企画提案書（任意様式）

実施要領及び仕様書に示す事業内容等について、提案内容を記載すること

(イ) 事業実施体制（任意様式）

事業従事者の実績や有資格、事業の分担内容について記載すること

(ウ) 工程表（スケジュール）（任意様式）

※【任意様式：A4判、縦型、ページ番号を付すこと、最大20ページ以内とすること】

7 日程（予定）

項 目		日 程
公募開始（実施要領、仕様書公表）		2025年1月24日（金）
参加・企画提案に関する質問	受付	2025年1月24日（金）から 2025年1月30日（木）17時まで
	回答	2025年2月3日（月）
参加・企画提案関係書類の提出締切		2025年2月7日（金）17時まで
参加資格確認結果の通知 企画提案審査の日程案内		2025年2月12日（水）
企画提案審査（オンライン）の実施		2025年2月19日（水）
企画提案審査結果の通知および公表		2025年2月21日（金）
契約の締結		2025年3月上旬予定

8 現地調査

市立会のもとでの現地調査は実施しないため、プロポーザルに参加しようとする事業者は、必要に応じて独自に現地調査を実施できるものとする。

9 審査概要

(1) 選定委員会

「豊岡市立道の駅「神鍋高原」電気自動車用急速充電設備更新業務契約候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、企画提案書類等の審査を行う。

(2) 審査方法等

ア 評価

(ア) 審査の実施方法は、公募型プロポーザル方式とする。

(イ) 企画提案審査はオンラインで実施する。

(ウ) 審査の結果、総合評価点が最も高い者を最優秀提案者とする。

(エ) 審査の結果、総合評価点が最も高い者が2者以上ある時は、選定委員会の委員の多数決により選定する。

(オ) 最低水準点

受託候補者への事業委託が、効果的なものとなるか否かの判断のため、最低水準点を設ける。

- a 最低基準点は、選定委員会の委員による全員の合計点の6割以上とする。
- b 最低基準点を下回る提案事業者については、受託候補者としない。
- c 提案者が1者のみの場合でも審査は実施する。

イ 企画提案審査

(ア) 日時：2025年2月19日(水)(予定) ※時間等詳細は別途通知する。

(イ) 場所：オンラインによる実施

(ウ) 企画提案内容

1者あたり30分以内とする(事業者による企画提案20分以内、選定委員会による質疑応答10分以内)。

ウ 企画提案の留意事項

(ア) 当日の出席者は3名までとし、担当者として選任予定の者は可能な限り出席すること。

(イ) 企画提案の順番は、提案書等関係書類の受付順とする。なお、辞退が出た場合は、順次繰り上げる。

(ウ) 資料は事前に提出のあった提案書とし、追加資料の受付はしない。

(エ) 提出のあった提案書の内容と著しく異なる企画提案は評価対象としない。

(オ) 企画提案審査及び選定委員会は非公開とする。

(カ) 企画提案及び評価委員によるヒアリングは、本市において録音・録画を行う。なお、提案者による録音・録画は禁止とする。

10 評価基準

評価項目	評価内容	配点
事業実績	・本事業と同種又は類似の事業実績はあるか。	10点
事業スケジュール	・適切な事業スケジュールとなっているか。	10点
組織体制	・進捗状況の確認など、市との連絡・調整が速やかに行える体制となっているか。 ・利用実態に関する各種データの提供が可能か。また、各種データの情報は充実しているか。	10点
問合せ、トラブル対応	・問い合わせや苦情などに対応できる体制及び運用方法がとられているか。 ・設備に故障や異常が生じた場合、他の電気系統に波及しない設計であると見込まれるか。 ・災害や事故等のトラブルが発生した場合、市及び道の駅管理者に負担を与えない体制が整えられているか。また、休日、夜間、緊	15点

	急時等でも迅速に対応できるか。	
市への負担	<ul style="list-style-type: none"> ・道の駅の建物や既存の系統・配管等に損傷を与えない施工方法であるか。 ・維持管理の方法は具体的で、かつ、市及び道の駅管理者に負担を与えないものとなっているか。 ・契約満了時のEV充電設備等の取扱いについて市に負担を与えないものになっているか。 	20点
利用料金及び利用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料金は明快で適切な金額設定となっているか。 ・利用者が利用しやすい料金徴収システムとなっているか。 	10点
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザイン・バリアフリーを考慮した提案であるか。 ・高出力な機器や1基複数口タイプ等、充電渋滞を緩和する工夫があるか。 	15点
付加提案事項	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様以外の部分を含めて、事業者独自の提案ができており、工夫が感じられるか。 	10点
合計		100点

11 情報公開

豊岡市情報公開条例（平成17年4月1日条例第7号）に基づき、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開するものとする。ただし、同条例第7条第2号（法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公にすることにより事業者等の事業活動上の正当な利益を害する情報）に該当するものについては、非公開とする。

12 失格事項

契約締結までに次に掲げる事項に該当することが判明した事業者は失格とし、当該事業者を契約候補者として選定しない。なお、失格事項に該当した事業者は、判明した時点以降の本プロポーザル手続きに参加できない。また、失格事項に該当することが判明した時点で順位が定まっている場合は、当該事業者の順位を無効とし、次順位以降の事業者の順位を繰り上げるものとする。

- (1) 契約締結までに参加資格を満たさなくなったもの。
- (2) 必要書類が提出期限後に到着したもの。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合は、この限りでない。
- (3) 提出書類に不備があるもの。
- (4) 書類等の提出、回答、報告等、市が必要と認める事項を正当な理由なく拒否したもの。
- (5) 提出した書類等に虚偽の記載があったもの。
- (6) 談合その他の不正行為、審査の透明性及び公平性を害する行為、公平かつ適正な事務手続を妨害する行為等と市が判断したもの。

13 契約締結日

2025年3月上旬予定

最終的な契約内容については、受託候補者として選定された事業者と市が契約締結に向けて協議・調整し、最終的な事業内容を確定するものとする。よって、提案内容のまま契約を締結するものではない。

なお、総合評価点の最も高かった最優秀提案者と協議し、合意できなかった場合は、次点の提案者との協議を行う。また、以降も同様とする。

14 その他留意事項

- (1) 事業者は、参加申込書等の書類の提出をもって、実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて事業者の負担とする。
- (3) 事業者から実施要領等に基づき提出される提案書等関係書類の著作権は、原則として当該事業者に帰属する。
- (4) 提出書類等は、理由の如何にかかわらず返却しない。
- (5) 提出書類等について、豊岡市情報公開条例(平成17年4月1日条例第7号)に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。
- (7) 提出後の提出書類の修正等は、明らかな間違い、軽微な修正を除き、その提出期限内においてのみ可能とする。
- (8) 提出書類等の追加提出を求めた場合には、迅速に応じること。
- (9) 事業者が企画提案審査を辞退するときは、必ず、辞退届(様式5)を提出すること。
- (10) 選定結果は、企画提案審査に参加した全ての事業者に通知する。また、受託候補者の選定結果について、本市のホームページに公表するものとする。ただし、審査経緯は公表しない。
- (11) 選定結果等について不服及び異議申立てをすることはできない。
- (12) 履行の開始前において事業に必要な準備は、事業者の費用負担により行うこと。
- (13) 契約保証金・入札保証金は免除する。
- (14) 提出書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。
- (15) 天災その他やむを得ない理由により、審査又は契約を行うことができない場合は延期する。この場合、提案者の損害は提案者の負担とする。

15 問合せ先

豊岡市コウノトリ共生部コウノトリ共生課脱炭素推進室(豊岡市役所本庁舎2階)

担当:阿部、井上

〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町2番4号

TEL:(0796)21-9136

E-mail:ondankaboushi@city.toyooka.lg.jp